

議案第 3 2 号

おいらせ町職員に関する旅費支給条例及びおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員に関する旅費支給条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 7 号）及びおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員に関する旅費支給条例及びおいらせ町特別職の
職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

(おいらせ町職員に関する旅費支給条例の一部改正)

第1条 おいらせ町職員に関する旅費支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき」を削る。

第3条第2項第3号中「勤続2年以上の」を削り、同条第3項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同条第4項中「市町村その他の機関の依頼又は要求に応じ若しくは職員以外の者が」を削り、「町の」の次に「機関の」を加え、「その者の身分、公務の内容等を考慮し、その都度町長が定める」を「その者に対し」に改め、同条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に、「等の事項」を「の事故又は天災その他町長が定める事情」に、「そう失した」を「喪失した」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2項」の次に「、第4項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第5条第1項中「旅行」を「旅行者」に改める。

第10条中「、職務の等級の変更」を削る。

第12条第2項第1号中「及び盛岡市への旅行（盛岡市を經由する旅行も含む。）。ただし、県内旅行の場合で片道50キロメートル以上のものについては、往路に限り、その乗車に要する特別急行料金」を削り、同項第2号中「。ただし、県内旅行の場合は、往路に限り、その乗車に要する急行料金」を削る。

第13条第4号中「職務の級の別なく第2号」を「公務上の必要により第3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前2号」を

「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「乗車」を「乗船」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「上級」を「下級」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

第13条に次の1号を加える。

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する経路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

第13条に次の1項を加える。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

第15条第2項中「第12条」を「第10条」に改める。

第16条中「の旅行の場合」の次に「又は県外の旅行で岩手県二戸市、軽米町、一戸町、洋野町、九戸村、及び秋田県小坂町へ旅行する場合に」を加え、「若しくは次項に掲げる場合を除くほか、」を「を除き」に改め、「また、県外の旅行で岩手県二戸市、軽米町、一戸町、洋野町、九戸村、及び秋田県小坂町へ旅行する場合の日当も支給しない。」を削る。

第22条に次の1項を加える。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

第26条第1項中「在勤地域外」を「在勤地以外」に改め、「(第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。ただし、町内、八戸市、十和田市、三沢市、六戸町及び五戸町を除く。)」を削り、「及び移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかは」を「、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

第26条第1項第1号中「50キロメートル」を「100キロメートル」に、「30キロメートル」を「50キロメートル」に、「15キロメートル」を「25キロメートル」に改め、同項第2号中「相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃」の次に「。ただし、当該旅行が第16条ただし書により日当が支給されない地域内の旅行の場合には、第12条、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃、車賃」を加え、同条に次の1項を加える。

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項第1号の規定を適用する。

第27条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第28条の見出し中「証人等」を「職員以外」に改め、同条中「職員以外の者が町の依頼又は要求に応じ旅行した場合に」を「第3条第4項

又は第5項の規定により職員以外の者に」に改め、同条第1号中「証人、参考人、又は指導、援助等のため」を削り、「一般職の職務にある者」を「職員の旅費」に改める。

第31条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号中「2階級以上」を「2階級」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、
最上級の直近下位の級の運賃

第32条第1号中「最上級の運賃」の次に「とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃」を加え、同号に次のように加える。

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、
その階級内の最上級の2級下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を2又は3に区分する船舶による旅行の場合には、
その階級内の下級の運賃

第33条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「2以上の階級」を「2階級」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第34条第1項第1号ロに規定する特定航空旅行(以下「特定航空旅行」という。)をする者については、最上級の直近下位の級の運賃

イ アに該当する以外の者については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

第35条第1項に次のただし書を加える。

ただし、旅行期間15日未満の出張の場合の支度料は、別表第5の旅行期間1月未満の定額の2分の1に相当する額とする。

第35条の次に次の1条を加える。

(支度料の支給制限)

第35条の2 支度料は、次に掲げる場合に限り支給する。

- (1) 留学など赴任に相当するものであり、旅行期間が相当長期（おおむね1か月以上をいう。）にわたる場合
- (2) 外国旅行につき、用品（保険料、医薬品、最低限の儀礼品及び携行品をいう。）を改めて購入する必要があると認められる場合
- (3) 次条の規定による旅行雑費の対象とならない任意の予防接種を受ける場合

2 前項第2号及び第3号に掲げる場合の支度料の額は、前条の規定にかかわらず、別表第5の定額を上限とした実費を支給する。

第38条中「前職務相当の」を削る。

第40条中「又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条」及び「又は船員法第48条」を削る。

第41条中「（昭和25年法律第114号）」を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第34条関係）

| 区分 | 日当（1日につき） | | | | 宿泊料（1夜につき） | | | | 食卓料 （1夜につき） |
|----|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| | 指定都 市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | 指定都 市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | |
| 職員 | 6,200 円 | 5,200 円 | 4,200 円 | 3,800 円 | 19,300 円 | 16,100 円 | 12,900 円 | 11,600 円 | 5,800 円 |
| 医師 | 7,200 円 | 6,200 円 | 5,000 円 | 4,500 円 | 22,500 円 | 18,800 円 | 15,100 円 | 13,500 円 | 6,700 円 |

備考

- 1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

（おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部改正）

第2条 おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例（平成18年おいらせ町条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1を次のように改める。

1 外国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

| 区分 | 車賃 | 日当（1日につき） | | | | 宿泊料（1夜につき） | | | | 食卓料 （1夜につき） |
|------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| | | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | |
| 町長 | 実費 | 8,300 円 | 7,000 円 | 5,600 円 | 5,100 円 | 25,700 円 | 21,500 円 | 17,200 円 | 15,500 円 | 7,700 円 |
| 副町長 教育長 | 実費 | 7,200 円 | 6,200 円 | 5,000 円 | 4,500 円 | 22,500 円 | 18,800 円 | 15,100 円 | 13,500 円 | 6,700 円 |

備考

- 1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

附 則

(施行年月日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のおいらせ町職員に関する旅費支給条例及びおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。